

鳥取県人権委員会条例（仮称）案に関する意見募集結果について

平成16年9月16日
人権推進課

鳥取県人権委員会条例（仮称）案に関する県民意見募集（パブリックコメント）を行ったところ、結果は下記のとおりでした。今後、意見内容を踏まえ、条例案の検討を行います。

記

1 募集期間

8月22日（日）から9月5日（日）まで15日間

2 募集方法

- ・日本海新聞紙上に概要を掲載（8月22日版）。
- ・県庁県民室、各総合事務所県民局、市町村役場で条例案骨子を配布。県のホームページに公表。

3 募集結果

- (1) 応募件数 59件
- (2) 主な意見（枠内は公表した条例案骨子）

ア 目的

・人権の侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又は実効的な予防に関する措置を講じることにより、人権の擁護に関する施策を推進し、もって、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（意見）

- ・特になし

イ すべての者（法人、団体を含む）の責務

・何人も、他人に対し、次に掲げる行為その他の人権侵害をしてはならない。

- ①人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向（以下「人種等」という。）を理由として行う不当な差別的取扱い及び差別的言動
- ②特定の者に対して行う虐待
- ③特定の者に対し、その者の意に反して行う性的な言動、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為
- ④特定の者に対し、その者を誹謗中傷する目的で、若しくはその者の社会的名誉や信用を低下させる目的で、その者に関する私的な事柄、肖像その他の情報を流布し、又は公然にする行為
- ⑤人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為
- ⑥人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として不当な差別的取扱いをする意思を公然と表示する行為

（意見）

- ・憲法、国際人権規約ほかさまざまな条約に規定されている人権に対する侵害を定義すべき。
- ・年齢を理由として行う人権侵害を明記すべき。

ウ 組織

- ・アの目的を達成するため、人権委員会（仮称。以下「委員会」という。）を設置する。
- ・委員会は、人権侵害による被害の救済及び予防に関することを行う。
- ・委員会は、委員3人をもって組織する。
- ・委員会の会議は、委員全員の出席をもって開き、議事は過半数により決する。

（意見）

- ・委員は独立した組織・権限とし、身分の保障（地位、報酬）をすべき。
- ・相談窓口は県内3カ所（東・中・西部）に設置すべき。
- ・委員の選任の際には専門性・当事者性を考慮に入れること。3名では少ない。公募も必要。

エ 相談、救済の申立て

- ・委員会は、人権侵害に関する問題について、相談に応じるものとする。
- ・何人も、本人が人権侵害の被害を受け、又は受けるおそれのあるときは、委員会に対して救済又は予防の申立てを行うことができる。
- ・何人も、本人以外の者が人権侵害の被害を受け、又は受けるおそれのあると認めるときは、委員会に対してその事実を通報することができる。

（意見）

- ・申立方法は、電話・メール・口頭で行えることを明記すべき。
- ・公民館や民生委員に届いた相談を委員会で救済できる仕組みが必要。

オ 申立てを受理しない場合

- ①裁判所による判決又は公的な仲裁、調停機関による裁定等により確定した権利関係に関するもの
- ②裁判所又は公的な仲裁、調停機関において、係争中の権利関係に関するもの
- ③行政庁の処分に関するもの（行政不服申し立て制度で対応）
- ④申立ての原因となる事実のあった日から概ね1年を経過したもの
- ⑤申立ての原因となる事実が、本県以外の場所で起こったもの（県外事案については国の機関及び当該都道府県等へ連絡）
- ⑥損害賠償その他金銭的補償を求めるもの
- ⑦犯罪捜査に関するもの
- ⑧関係者の所在が不明であるもの

（意見）

- ・申し立てを受理しない場合は必要最小限とし、可能なかぎり応じるべき。
- ・県外で起こったものでも被害者が県民であれば対応すべき。

カ 調査

- ・委員会は救済の申立てがあったときは、当該申立てに関して必要な調査を行わなければならない。
- ・委員会は通報があったときは、当該通報に関して必要な調査を行うことができる。
- ・委員会は、人権侵害の被害の救済又は予防を図る必要があると認めるときは、職権により調査を行うことができる。
- ・調査は、関係者に対し、事情を聴取し、質問し、説明を求め、又は資料及び情報の提供を求める方法で行う。
- ・何人も、調査の要請があったときは、法律又は条例で特段の定めがある場合を除きこれに協力しなければならない。
- ・当事者は、委員会の調査結果について意見を述べるができる。
- ・正当な理由なく調査を拒否した者には、5万円以下の過料に処する。

（意見）

- ・委員会の調査は義務規定とすべき。
- ・調査には強制力が必要。
- ・調査拒否をした場合は過料でなくその旨を公表とすべき。

キ 救済手続

- ・ 委員会は、人権侵害による被害の救済又は予防を図るため必要があると認めるときは、次の措置を講じる。
 - ① 人権侵害の被害を受け、又は受けるおそれのある者及びその関係者（以下「被害者等」という。）に対し、助言、関係行政機関又は関係民間団体等の紹介、あっせん、その他援助
 - ② 人権侵害を行い、若しくは行うおそれのある者又はこれを助長し若しくは誘発する行為を行う者及びその関係者（以下「加害者等」という。）と被害者等の関係の調整を図ること
 - ③ 加害者等に対し、人権侵害行為に関する説示、人権尊重の理念に関する啓発その他の指導を行うこと
 - ④ 関係行政機関に対し人権侵害の事実を通告すること
 - ⑤ 犯罪に該当すると思料される人権侵害について告発すること

（意見）

- ・ 人権侵害を行っているとして認定された者に対し弁明の機会を設け、不服申立の手続を定めるべき。
- ・ 加害者が企業や団体等に属している場合、研修・啓発について指導勧告を行うべき。
- ・ 被害者の被害回復のための経済的援助を行うべき。

ク 是正の勧告等

- ・ 委員会は、生命に危険が及ぶ言動又は故意に公然と繰り返し行われる差別発言や誹謗中傷などの重大な人権侵害が行われていると認めるとき、又は行われるおそれがあると認めるときは、次の措置を講じる。
 - ① 加害者等に対し、是正又は差し止めの措置を講ずるよう勧告すること
 - ② 加害者等に対し、人権啓発に関する研修等への参加を勧奨すること
- ・ 加害者等が正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ・ 公表を行うときは、予め加害者等に対し、弁明の機会を与えるものとする。

（意見）

- ・ 是正の勧告等は重大な人権侵害に限定すべきではない。
- ・ 勧告に従わない場合の住所・氏名の公表はプライバシー保護の観点から避けるべき。

ケ その他

- ・ 報道機関による人権侵害についての調査及び救済手続を行うにあたっては、報道機関の報道又は取材の自由その他の表現の自由の保障に十分配慮するとともに、報道機関による自主的な取組を尊重する。
- ・ 毎年度、この委員会の処理状況について報告書を作成し、知事を経由して議会に提出する。

（意見）

- ・ 特になし

※その他の意見

- ・ 加害者を罰する規定を設けるべき。
- ・ 委員会が適切に対応しているか、救済措置が有効に機能しているかチェックする仕組みが必要。
- ・ 申し立て者に対する不利益取扱を禁止する規定を設けるべき。
- ・ この委員会が何をするのかのわかりやすい条例名にすべき。